# 遺言を活用した相続対策 その①

#### ~遺言はご自身の意思を残す唯一の手段~



# 揉める相続が増加しています

# 相続が揉める理由

# ①相続人の家庭環境が昔より複雑化

→ 疎遠、仲悪い、経済環境の違い、隠し子

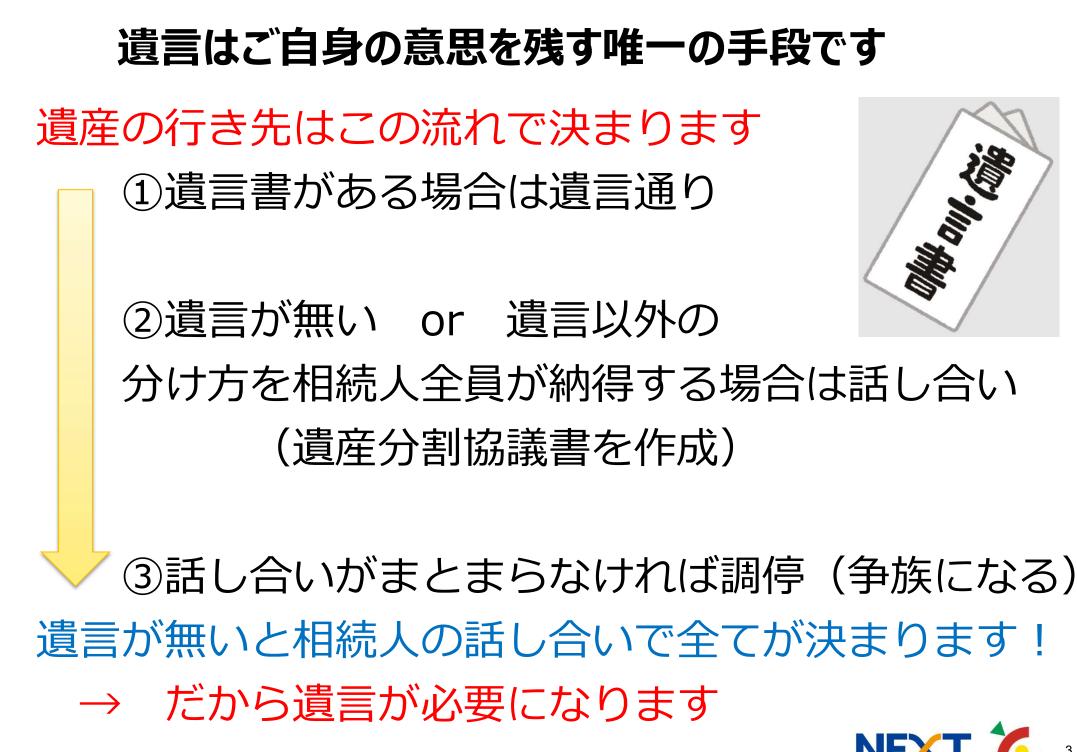
# ②権利を主張する人が増加した

→ 遺産は長男が取得!という考えが廃れる

③分けれる財産が少ない → 土地がメインで金融資産少ない







# 遺言書の作成をしたほうがいい方

# このような方は遺言書の作成を検討しましょう

- ・ご自身で遺産の相続先を決めたい
- ・相続人間の仲が良くない
- ・相続人以外に財産を渡したい
- ・相続させたくない人がいる
- ・子供がいない(相続人が配偶者のみ)

# 遺言があればどれでも対応することができます!







# 自分で書けるだけの元気さが必要

# 公正証書遺言

# 意思表示を明確にできることが必要

# → <u>どちらも認知症になったら作成不可です!</u>

# 遺言の作成を後回しにせず、 作ろう!と思い立った時に作成しましょう。



# END

